

令和8年  
1月開始

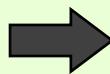
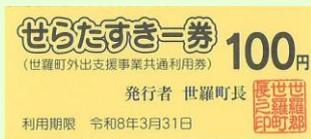
# 「せらたすき一券」が マイナンバーカードを利用した 「せらたすきポイント」に変わります



世羅町では、高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で生活することを支援するために、「外出支援事業」として「せらたすき一券」を交付しています。現在、紙で交付している「せらたすき一券」は、マイナンバーカードを利用したポイント制度「せらたすきポイント」に変わります。

利用するには、マイナンバーカードへの利用登録手続きが必要です。

(現行) 「せらたすき一券」  
(紙の助成券)



(新制度) 「せらたすきポイント」  
(マイナンバーカードの中にポイントが入ります。)



対象者区分	既に「せらたすき一券」をお持ちの方 (令和7年12月26日までに申請をされる方)	新規対象者 (令和8年1月5日以降に申請をされる方)
ポイント 利用可能日	令和8年4月1日以降	令和8年1月5日以降
利用登録手続	令和8年1月13日～令和8年3月31日	「せらたすきポイント」申請日当日

## 《 利用登録手続について 》

1. 必要な持ち物	
利用者が手続をする場合	利用者の代理人が手続をする場合
① マイナンバーカード ② マイナンバーカードに設定している4桁の暗証番号	① 利用者のマイナンバーカード ② 利用者のマイナンバーカードに設定している4桁の暗証番号 ③ 委任状 ④ 代理人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) ※写真付きの場合1点、写真付きでない場合2点
2. 受付場所	
福祉課(世羅保健福祉センター内) 又は せらにし支所生活課	
3. 受付時間	
平日 8時30分～17時15分 ※土、日、祝日を除きます。	

## 《 注意事項 》

- マイナンバーカードを利用した「せらたすきポイント」は、一般タクシー、せらまちタクシー、町外介護タクシー、黒川地区・津名地区自家用有償旅客運送で利用できます。
- 「せらたすき一券」(紙の助成券)の交付は、令和7年12月26日で終了します。なお、令和7年12月26日までに交付した紙の「せらたすき一券」は、令和8年3月31日までご利用いただけます。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、ポイントが利用できません。マイナンバーカード取得の手続は役場窓口でお願いします。

お問合せ先 世羅保健福祉センター内 福祉課 高齢者地域包括支援係 ☎ (0847) 25-0072

# ご利用方法



## その1 タクシー等を予約する

タクシー等を利用する日時が決まりましたら事業者へ電話で予約をしてください。

«「せらたすきーポイント」利用可能事業者»

	事業者名	電話番号
一般タクシー	世羅交通有限会社	(0847) 22-5588
	三原交通株式会社	(0847) 22-0771
	備三タクシー株式会社	(0847) 22-5400
	三川タクシー	(0847) 24-0511
	十番交通有限会社	(0824) 43-2010
せらまちタクシー(デマンドタクシー)	予約センター	(0847) 25-5050
自家用有償旅客運送 (黒川・津名地区)	黒川自治会	(0847) 37-2117
	津名地区振興協議会	(0847) 39-1047

## その2 乗車時に「せらたすきーポイント」を利用することを運転手に伝える

タクシー等に乗車したら、「せらたすきーポイント」を利用することを運転手へ伝えてください。

## その3 目的地に到着後「せらたすきーポイント」で精算する

目的地に到着したら、降車時に、車両内の専用端末にマイナンバーカードをタッチしてください。

マイナンバーカード内に記録してある「せらたすきーポイント」について、乗車料金分のポイントが自動で減算されます。



## 福祉・介護タクシーを利用する場合

福祉・介護タクシーを利用する場合も、「せらたすきーポイント」を利用できます。ただし、町外の福祉・介護タクシーを利用する場合は、現金で乗車料金を支払ったのち、払い戻しの手続が必要です。

### 請求手続の流れ

1. 利用する福祉・介護タクシー会社へ連絡します。
2. 乗車料金は現金で支払い、領収書(本人名を記名)を受け取ります。  
※ 領収書の提出がない場合や領収書を紛失された場合は払い戻しができませんのでご注意ください。
3. 以下に記載するものを持って、世羅保健福祉センター福祉課又は、せらにし支所生活課で払い戻しの請求手続をします。  
① 利用者のマイナンバーカード ② 領収書 ③ 利用者の通帳  
※ 代理人が手続をする場合は、代理人の本人確認書類(写真付きの場合は1点、写真付きでない場合は2点)をご持参ください。